

実践報告 (Practical Research)

ユースサービスの方法とユースワーカー養成のプログラム開発 ～ユースワーカー養成に関する研究会の議論から～

水野 篤夫・遠藤 保子

(立命館大学大学院応用人間科学研究科・立命館大学産業社会学部)

A Methodology of Youthwork and Development of Youthworker Training - From the Research of Ritsumeikan University and Kyoto City Youth Service Foundation -

MIZUNO Atsuo, ENDO Yasuko

(Graduate School of Science for Human Services, Ritsumeikan University/
College of Social Sciences, Ritsumeikan University)

We aim to reflect the details of the joint research begun in 2003 on the profession training of the youth support by Ritsumeikan University, and Kyoto City Youth Service Foundation. And we will make clear the arrival point of the research on the foundation concerning a methodology of youthwork and youthworker training. First, difference between the social work which is an adjoining area with taking up the subject point raised by the joint research, and the adult and community education is analyzed. And, subject institution about the aim of the future youthworker training is done with putting the outline of the youthworker training in each place until now together.

Key words : youths-service, youthworker, youthworker training

キーワード : ユースサービス, ユースワーカー, ユースワーカー養成プログラム

1 立命館大学とユースサービス協会による共同研究の経緯

1-1 「ユースワーカー養成に関する専門コース設置に向けた共同研究」の始まり

1-1-1 青少年活動現場における、社会的な認知を求める声から

学校外のいわゆる青少年活動、青少年教育の場で若者¹⁾に関わっていくと、彼ら／彼女らの持っている課題や問題に付き合うことを求められる。それは、若者が子どもから大人へと変化のただ中にあることから生じる、成長過程に必然的な課題やそこから派生する「問題」も含

本研究は、文部科学省オープンリサーチセンター整備事業「臨床人間科学の構築—対人援助のための人間環境研究（平成17～21年度、代表 望月昭）」ユースサービスプロジェクトによる援助を受けて行われた。

1) 「青少年」という言葉は、元々行政用語であり、学童期の子どもから20代までの青年層を含む。それに対して「若者」という言葉は、もっと一般的な表現であり、主に思春期以降の青年を指す。ここでは行政的な文脈では「青少年」を用い、それ以外では主に「若者」を用いる。

むし、そうした若者を成員とする大人社会の側に生じる問題も含んだ、非常に幅広い背景と要因を持ったものである。それゆえに、若者と関わりその支援を行う職にある者にとって、どこまで関わればいいのか（大人になるまで?）、どこに働きかければいいのか（個人の問題か社会システムの問題か?）といったとまどいにさらされるのである。また、現在の日本の若者への関わりは、「青少年健全育成」という余暇の善用的なとらえ方の活動や行政施策と、問題のある青少年を対象とする「非行対策」「補導行政」に分かれている。しかし、そのいずれもが必ずしも効果的な取り組みとなっていない面があり、その中で、若者の自ら変化していこうとする力に依拠する活動や施策のあり方として、共同研究を担っている京都市ユースサービス協会²⁾が標榜している「ユースサービス」という考え方は、大きな可能性を持ちながら未だ大きな市民権を得ているとは言えない。大学と共同した専門指導者養成が目指された一つの背景はそこにある。

また、若者が課題を乗り越えたり、若者を巡る問題の軽減や解決を目指すとき、単独の組織や施設の持っている資源だけで関わっていくことができればいいが、課題や問題が大きい程、関連する機関と交渉し協働していくことが必要になってくる。しかし、そこで所属するスタッフの資格や専門性を尋ねられ、それによって信頼していい機関かどうかを値踏みされるのだが、“社会的に認知された”専門資格を有しないと、必要な協力関係や情報交換ができないということが問題になってきたのである。青少年活動・青少年教育という領域における専門職化は、ほとんど手つかずであり、ここで多様で非常に幅の広い社会的課題に取り組むために、他

の専門機関と連携していくことも展望して、ユースサービスという理念と方法を確立していくことも必要性を増していた。

一方、青少年活動関係者における指導者養成についての議論からも、指導者の「資格化」という議論がなされてきていた。大阪の青少年団体が集まって開いている「ユースワーク研究会」³⁾の場でも、その点が中心的な課題として取り上げられた。青少年活動というと、とかく、単に子どもたちを遊ばせているだけ、息抜きとしてのレクリエーションの場を提供しているだけとして、何らの専門性も無いかのように見られる面があるが、青少年活動に関わる団体や指導者の側にも、自らの活動を振り返り、評価し、質を高める努力が不十分だったのではないかという反省があった。そこで指導者の養成・研修と併せて、指導者の社会的な位置づけを高めていくために、ユースワーカーの資格確立が議論されたのである。

1-2 研究協議の流れ

こうした動機から、ユースサービス協会から立命館大学にアプローチを始めたのが2003年のことである。両者において共同研究が正式に始められたのが翌年1月であり、それ以降現在まで継続されている。その共同研究の具体的成果として、まず2005年秋から応用人間科学研究科に「ユースワーカー養成コース」が設置され、「概論」の授業が始まった。そして2006年4月からは、最小限の構成ではあるが、全国に先駆けて青少年支援の専門職養成コースとしてスタートしたのである。以下に簡略に協議の経過をまとめておきたい。

2003年7月にユースサービス協会から、立命館大学（リエゾンオフィス）に対して青少年を

2) 筆者が所属する京都市ユースサービス協会は、1988年京都市の出资と、青少年団体の協力によって設立された財団であり、「ユースサービスの理念」に基づく事業展開を目的としている。

3) ユースワーク研究会：2001年発足。大阪を中心とする青少年団体が集まり、事務局を大阪府青少年活動財団において年数回の定例的な研究協議を行ってきた。

支援する専門職養成への協力について打診が行われた。その後2004年1月に正式に両者で協定を取り交わし、「ユースワーカー養成専門コース設置に向けた」共同研究がスタート。2005年から、大学院応用人間科学研究科でのコースを設置していくことで合意がなされた。一方、共同研究での協議内容を広く関係者に発信していくことをねらいとして公開研究会も開かれ、2004年9月に第1回を開催して以後、2006年9月までに5回の公開研究会が催された。養成コースは、2005年秋に一部科目が開講されるとともに、2006年春から合計14単位から成る「ユースワーカー養成コース」としてスタートし、「概論」「演習」「実習（インターンシップ）」が進められている。

1-3 研究において提起されてきた課題・論点

次に、共同研究において提起され検討されてきた課題点についてふり返っておきたい。

1-3-1 コースに対する社会的なニーズの捉え方

共同研究において、最初に議論されたのは、「ユースワーカー」という存在への社会的な要求はどの程度あるのか、ということだった。現に青少年活動に関わる多くの有給、無給・有志の指導者が存在し、機能している中で、新たな資格者が必要とされているというからには、「今、なぜ」という問いに答える必要がある。また、そのことは、同時に受講する人はどんな人が想定できるのか、受講生確保の見込みはどの程度あるのか、という現実的な問いでもあった。そのことと関連して、養成を学部レベルで行うのか大学院レベルで考えるのかという点も議論された。これについては、学部のオプションコースとして考える提案もあったが、思春期の若者が関わる（加害者としてであったり、被害者であったり）事件が続いたり、虐待や少年非行が「重大化」しているといった「社会的な

問題」に対して、実効性のある形で取り組むことができる専門職をイメージしたとき、学部レベルでの養成では不十分との意見が出され、最初に大学院での養成コース設置に向けて取り組むこととなった。

1-3-2 養成と「職」との関連づけ

養成コースを大学院に設置する方向は出されたが、養成が実際の職（場）と結びつくのか、という問いに対してはどのように考えていくべきか、研究会においても答えは出ていない。しかしながら、広範に存在する有志指導者、団体・施設の職員層の存在を考えると、それらの人たちが「研修」として参加できる「講習会」を開き、一定のカリキュラムをこなすことで、ユースワーカーの資格を得ることができるようになる仕組みはあって良いだろうし、それが大学院でのコースに連続していくことは現実的な目標といえるだろう。現に青少年と関わる職に就いている人の再トレーニングやレベルアップ、ボランティア指導者から有給指導者へのステップアップといったニーズにつながるならば、幅広い対象層が存在するからである。

1-3-3 育てる専門職の専門性の核心（コア）についての議論

次には、もしユースワーカーが必要とされるとして、「その専門性の核となるものは何か」が議論になった。一つは「教育にベースを置くのか、福祉にベースを置くのか」という問いである。共同研究者である京都市ユースサービス協会が、実践・理念のモデルとしているのはイギリスにおけるユースサービスであるが、イギリスでは、行政においては明確に教育施策として位置づけられている。しかしながら、日本とは学校制度や現実的な学校教育の守備範囲に違いがあり、それをそのまま日本に当てはめることには問題もある。⁴⁾

1-3-4 他の領域の専門家・資格と異なる独自性は何か

上の疑問とも共通するが、ユースワーカーにとっての他の専門職と異なる独自性は何かという点についても検討された。一つの案は、「青少年を対象としたソーシャルワーカー」としての説明で、支援を必要とする若者を手助けして、その社会的な自立を促す存在としてユースワーカーを位置づけるものだった。しかしながら、この説明では、結局は社会福祉の専門職の一つとしてとらえられ、社会福祉士等との差異性が十分説明できない。

従来の余暇活動の場の提供者としての青少年活動から、質的な転換を図る意味で、若者の持つ課題や問題への支援に取り組むことの必要性を提示するには、ソーシャルワークへの親近性を出すことは分かりやすい。しかしながら、「社会福祉一般への埋没」という危険性の指摘から、従来十分に組み込まれてこなかった「思春期年代の若者の問題」に力点をおいて関わるという点そのものにこそ、ユースワーク・ユースワーカーの独自性を求める必要があるのではないかと議論は進展した。

2 ユースサービスの方法とはどのようなものか～共同研究の到達点として～

上記のような各論とともに、共同研究においては、2006年9月までに5回の「公開研究会」

4) 現に、京都においてユースサービスを銘打つ施策は、市長部局において行われている他、以下で紹介する大阪、東京、愛知などにおける「ユースサービス」関連施策も首長部局で行われている。

5) 第1回(2004年9月):アメリカの非行少年の更生プログラムを巡って報告と討議。第2回(2005年1月):「今、求められるユースワーカー」=大阪・京都・イギリスでのワーカー養成を巡って報告と研究協議。第3回(2006年3月):「どうする若者、ケアかサービスか」=ソーシャルワークとユースワークの異同を巡って研究協議。第4回(同5月):イギリスのユースワーカーを招いて少年院での訪問ワークの報告を巡って協議。第5回(同9月):札幌市と北海道大学の共同した支援者養成・研修の取り組みについて報告と協議。

を行い、外部からのゲストスピーカーも交えて議論を深めてきた⁵⁾。以下においては、そこでの議論も含めて、特にユースワークの本質に関わった議論を紹介し、研究のある意味での現在の「到達点」と思われる諸論点をまとめておきたい。

2-1 ユースワークとソーシャルワーク

遠藤・水野(2006)でも簡単に触れたが、ユースワークにとっての近隣領域の一つがソーシャルワークである。ユースワークとの重なりと違いをめぐっては幾度か議論がなされたテーマでもある。ここでは、主に第3回公開研究会⁶⁾において、共同研究者の一人である野田正人から提起された論点に沿って検討したい⁷⁾。

①ソーシャルワークは、人々の最善の利益(ウェルビーイングの状態)を目指して必要に応じて介入するが、ユースワークにおいては「来る者拒まず、去る者追わず」と対象者の自主性に依拠する。そうした、ニーズはあるがサービスの場にやっこない層に関わらないワークは、公的資金を用いて行われる説得性を持つのか。本人がサービスを拒否した場合、ユースワークにおいてはどのように関わるか。

②ワークの「出口」はどこにあるのか。ユースワークにおいて設定する「最善の利益」とは何か。

③ソーシャルワークにおいては、個の病理に関わる場合と、施設や団体などにおいてグループに関わる場合、コミュニティに関わるコミュニティワークとがあるが、グループワークを主要な方法論とする場合、ユースワークと異なる点はあるか。

6) 前述のように2006年9月までで5回実施しているが、特に第3回・第5回において、そこに関わる討議を行った。

7) 第3回公開研究会での野田正人(立命館大学)による報告「ユースワーカーの機能と役割を考える～ソーシャルワークとの異同から～」による。

スワークと方法論が重なり合うのではない
か。

- ④ユースワークは多様な連携を行うが、連携
先もユースワークの範疇に入るのか。ユース
ワークの外延に関する問題で、ユースワ
ークにとって若者に関わるだけでいいの
か。
- ⑤若者の病理に焦点を当てるのと、健康な側
面に焦点を当てるのと、どちらに比重を置
くのか。
- ⑥ソーシャルワークにおいて行われる、アセ
スメントの手法はユースワークにおいては
導入されるのか。

2-1-1 目的・目標観の違い

ソーシャルワークの目的は、人々の生活上の
問題解決・緩和により、質の高い生活（QOL）
を支援し、個人のウェルビーイングの状態を高
めることと一般に言われる⁸⁾。その意味で、本
来的に、「問題」（＝マイナス状態）に注目し、
その解消・緩和（＝マイナスの減少）が目標と
なり、マイナスが「0」となることが働きかけ
の目的となる。それに対して、ユースワークは、
若者が子どもから大人へ移行していくプロセス
に関わり、そのための必要な経験の場（学ぶ場）
を作り、若者が本来持っている力を損なう状況
があれば支援的に関わることを目的としている。
それゆえ、ユースワークは基本的に「0」（＝
社会的に未成熟な子ども）の状態から、「∞」（＝
社会的に十全に自立した市民）へと向かう目標
観を持っているといえる。つまり、ソーシャル
ワークのゴールが、当事者の「問題の解決」「軽
減」によるワークの終結であるとして、ユース
ワークのゴールは「若者が大人となる」ことだ
る。その場合、それぞれの若者の成長過程に
おける課題や問題は、解決されていく場合もあ

るし、そのまま持ち越されていくこともある。
もちろんそうした課題・問題の解決のための支
援は行われるが、それもトータルな意味での若
者の成長を視野に入れて行われることになる。

しかしながら、ソーシャルワークにおけるウ
ェルビーイングの状態を、市民として社会的・
文化的・政治的・経済的に自立した存在として
のユースワークにおける「大人」と比較すれば、
必ずしもそれは全く異なる状態という訳でな
く、人の生のあり方の切り取り方の違いに過ぎ
ないともいえる。異なる点は、ユースワークが
若者の個人的な成長という目標を観点に含んで
いること、つまり教育的な要素を持っていると
いう点である。

2-1-2 方法論の異同／ワークの範囲

目的においての違いにも拘わらず、ユースワ
ークとソーシャルワークの実際の展開において
は、方法において共通する部分も多い。特に、
グループや小集団を通した関わり（グループワ
ークなど）においては、ユースワークの方法と
共通する面が多く、ある意味担当する者のアイ
デンティティがいずれにあるかの違いでしか
ないように見える場合もあるだろう。両者の基本
的な違いは、表面的な手法の違いではなく、ソ
ーシャルワークが「個」の病理に関わるとすれ
ば、ユースワークが人の健康な側面に注目し、
将来の大人としての成長へのつながりの側面に
関わろうとする点にあると思われる。

モデル的に例を挙げてみると、例えば「ドラ
ッグをやっている高校生」が居たとして、彼/
彼女には、警察や児童福祉のセクションが関わ
ることになる。病院や精神科なども関わりを持
つこともあるが、それらの機関は、彼/彼女が
ドラッグをやっているから問題として関わる。
また、当然高校生であれば学校も指導監督に当
たることになるが、生徒指導の範疇としては問
題行動を止めさせることが指導の焦点となる。

8) 日本学術会議第18期社会福祉・社会保障研究連絡
委員会（2003年6月24日報告）より

それに対して、ユースワークが関わる場合、問題行動を止めさせることだけでなく、彼／彼女が成長していけるための支援を目標とするのだから、継続的に相談にのったり、同年代のグループ活動の機会や青少年施設での活動など、家庭・学校とは別の第三の安心できる空間を提供するよう働きかけ、その健康な側面が伸ばされるような支援を行うことが目指される⁹⁾。

こうした例でも分かるように、ユースワークは他の領域の機関と協働しながらワークを行う。その場合に、ともすれば大人社会側の視点で若者を捉えがちな機関と、若者の間に立って若者の成長という観点で両者を媒介するのである。その意味で、ユースワークそのものの外延は、青少年を支援する機関の範囲にとどまり、外部の関連機関の機能との橋渡しまでがその活動範囲ということになる。

2-1-3 対象のとらえ方

ソーシャルワークは支援を必要とする人に対して、最善の利益のために介入する。その場合、本人が望まなくても必要があれば支援は行われることもある。それに対して、ユースワークは基本的に、若者の自発性に依拠し、ワークの場にやってくる若者を対象とする。もちろんアウトリーチやデタッチトワークという方法もあるが、ベースとなるのは自発的な参加である。

そこで先の野田による疑問が出てくる訳だが、一つの答えとして考えられるのが参加の自発性に依拠しながらも、自然発生的にそれに期待するのではなく、ワークに接する機会を常に開いておくこと、若者の活動空間そのものを開いておくことで、ニーズを持った若者の参加を保障するというあり方である。例えば、東京都

渋谷区において、地域の有志によって始められて、区内11ヶ所で展開されている渋谷ファンインの活動においては、予約などなく、若者たちが気軽に立ち寄ることのできる地域の「居場所」が開かれていて、ある場所ではスポーツを、他の場所ではゲームやだべっていることのできる場に、学校帰りの子ども・若者たちが訪れるようになっている。同時に、それぞれの「ファンイン」活動には地域の大人や年長の若者によるリーダーがいて、やってくる若者・子どもたちに関わり見守る存在となっている¹⁰⁾。元々、不登校の子どもなどへの居場所づくりを意識して始められたファンインの活動のように、自主的な活動といいながら極力、参加へのハードルを低くすることで、課題を抱えた層の若者も含めての関わりと支援の幅広い機会提供を実現しようとする方法も、ユースワークの実例として挙げることもできるだろうし、このように「場を開いておく」ことにユースワークの根拠の一つが見出せると考えられる。

2-2 教育（特に社会教育）との関わり

次に、第5回の公開研究会（2006年9月）に招いた社会教育学者の宮崎隆志による、社会教育の立場からのユースワークおよびワーカー養成についての問題提起を受けて、今ひとつの近隣領域である社会教育との関連について検討してみたい。

宮崎は現在の「若者問題」について、①社会や働くことに対するステレオタイプ的な理解、②「失敗」への怖れと挫折からの回復の困難さ、③日常集団への同質的關係、④カプセル化された母子の共依存關係の発生しやすさ、があると述

9) 地域社会を第三空間として位置づけ、さらにそれとは異なる空間として第四の空間として、青少年活動を位置づける場合もある。例えば上平康博「学校・地域・家庭の新しい関係」(『子ども・若者の居場所の構想』田中治彦編, 2001年, 学陽書房刊。

10) 渋谷ファンインの活動については、いろいろな機会で紹介されているが、『ともに育てよう健やかな子どもたち～地域教育連携推進事業普及事例集(平成17年度)～』東京都生涯学習部スポーツ部編, 2005年等を参照。団体のウェブサイトは<http://www.huanying.jp/>

べ今日の多くの子ども・若者に妥当する点として、それに対する間接支援の必要性、家族支援・子育て支援との連続性の確保の必要性を主張した。同時に、①既存の青少年支援者が多様に存在（健全育成活動者、公民館職員、NPOワーカー、児童福祉関係者、教師他）しながら孤立していること、②地域社会の衰退が顕著で、地域社会の活性化を同時に考えなければ若者支援の活動の幅が広がらない、として「コミュニティワーク」、「コミュニティマネジメント」のような活動が必要と述べている¹¹⁾。

宮崎の主張においてユースワークは、現代的な若者をめぐる課題への直接的な支援と同時に、「家庭支援」「子育て支援」と連続するとともに、地域社会の活性化という点につながる「間接的な支援」の一部として捉えられている。その際に、結果としてのコミュニティ維持・再生ということだけでなく、①共同につながる一連の過程を支える、②「人を育てる／人が育つ地域」をつくることによって若者や子どもが育つことを保障する、③家庭支援・学校支援の機能を持つ地域へ、という観点を提示し、教育という視点からそうした役割が果たされるべきと指摘している。つまり、学習する組織作りという地域社会教育の課題の中で、若者・子どもが育つ文脈を当事者（である若者・子ども）とともに創り出すことがユースワークであると言うのが、その主旨である。

社会教育は、学校の教育課程を除く、社会のあらゆる場面における組織的な学習・教育活動を含むものであるが、そこにおいても基本は自発性であり、それを喚起することが社会教育の方法の中に含まれる。この点でユースワークと社会教育は方法的に近いものを持っている。しかし、単に学習の場で待っているだけの社会教育では、学びたい者だけが学び、「より良く学

んだ経験のある者が、より学ぶ」ことになりがちであり、公的な社会教育は不要との議論にもつながる¹²⁾。自主性に依拠したユースワークへの問題指摘と共通する論点である。

その意味で宮崎のように、教育ということ個人への知識伝達とその習得として捉えるのではなく、広く学習過程が含まれる活動一般に広げて考えることで、自ら意識して学ぶ人だけが対象となるのではなく、すべての人が社会教育の対象となるといえ、ユースワークの対象についての考え方にもつながる論点が提起されたともいえる。

2-3 イギリスにおけるユースサービス・ユースワークの概念

ユースワークは、一番広い意味では、家庭、学校、職業訓練外で提供される、青少年のためのさまざまな支援の営みを指す。それに対して、ユースサービスとは青少年に対する民間・行政による多様なサービス(施策)を示す¹³⁾。ただ、現実には両者はかなりの程度混じり合って使われているので、以下でも必ずしも厳密に区別せずに用いる。遠藤・水野(2006)で報告したように、イギリスにおけるユースサービス全体のコーディネートや政府への政策提言、地方のユースサービス執行団体、機関への情報提供・支援などを行っている組織として、ナショナル・ユース・エージェンシー(National Youth Agency:以下NYAと記す)がある。NYAはその立場から、ユースサービスの概念規定を打ち出し、全国の関連団体・機関にとっての共通基

12) 代表的なものとして松下圭一『社会教育の終焉』、1986年、筑摩書房刊

13) 中でもイギリスにおけるそれは、①民間の活動、行政施策の両者を含んで幅広く展開されてきたこと、②制度化や理念の明確化が進んでいること、③それにも関連して早くから日本に紹介され、さまざまな影響を与えてきたことから、主にユースサービスといえばイギリス(特にイングランドおよびウェールズ)におけるものを想定して議論されてきている。

11) 第5回公開研究会での宮崎発表資料による。

盤として提示しているの、研究会においてもまずNYAによるユースサービスについての定義を検討している。その最新の定義づけ(The NYA Guide to Youth Work and Youth Services¹⁴⁾)によれば、ユースサービスとは以下のようなものである。

What is youth work?(ユースワークとは何か)

「ユースワークは、楽しさやチャレンジ、学習を統合させた非形式的な(informal)教育的活動を通して、青少年が自分自身について、また他者や社会について学ぶことを手助けする。・・・これらのワークは、青少年に対して人格的、社会的成長を促進するとともに、青少年がコミュニティと社会全体の中で発言し、影響を与え、居る場所を持つことを可能にするものである。」

- ①ユースワークは、青少年がラベルを持っているからとか、逸脱しているから関わるのではなく、青少年だから関わる。
- ②ユースワークは青少年がどのように世界を観ているかという点から始められる。
- ③ユースワークは青少年により強い(人間)関係や共同意識を発達させる。
- ④ユースワークは差異を尊重し価値あるものとする。
- ⑤ユースワークは青少年の発言を促す。

(※上記は水野による翻訳)

ここで、まず最初に重要な点は、ユースワークが「非形式的な教育的活動」と規定されていることである。イギリスでは、ユースサービスは教育行政の所管するものであり、全国的にも地方教育当局(Local Education Authority)によって担われているから、当然の規定といえる。また、その目標としている青少年のあり方について、個人としての成長、集団のメンバーとしての成長とともに、コミュニティや全体社会の

一員としての成長を視野に入れていることも特徴的な点といえる。「若者が多様なレベルの決定過程において発言できるようにする」こと等として具体性を持って明記されている点は、日本においてはほとんど見る事の出来ない目標観だろう。

さらに、NYAの定義が「楽しさやチャレンジ、学習を統合させた非形式的」教育としている点については、元々イギリスのユースサービスが、民間団体の余暇活動(クラブ活動、野外活動、体育活動など)として始まったことを反映しているし、それが現在においてもユースワークの一つの基盤として認識されていることを示している。日本においてもイギリスと同様、民間青少年団体による学校(教育課程)外のさまざまな活動の歴史がある。子ども会や青年団活動、スポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、ユースホステル、YMCA、YWCAといった全国規模の青少年団体が発達するとともに、各地域で独自性を持った団体活動が行われてきているが、イギリスのユースワークの規定に従うならば、これらの多くは、自ら意識していなくてもユースサービスの範疇に入るべきものといえる。

次に、この規定が、ユースワークは若者が問題を持っているから関わるのではなく、“若者であるから”こそ関わるのだとしている点も重要である。ソーシャルワークが「個人の問題の軽減・解消」を目的とする場合、その対象は「問題を持った人」(もしくは“問題状況”)となり、すべての人が対象として位置づけられることはない。その意味でこのことは、ソーシャルワークとユースワークの差を表す表現の一つといえる。とはいえ、ソーシャルワークが現在“不足するものを補う”ことで、人が“あるべき状態”に向かうよう支援する営みということができるとするならば、教育は未だない将来に“あるべき姿”に向かって、人に必要なものを身に

14) 発行National Youth Agency, 2004年9月

つけさせようとする営みといえる。そして、成長への条件において不足する若者にとってのユースワークはソーシャルワークに近い活動となるし、将来の充足に力点を置けば学習活動となるのであり、個々の若者の状況に応じて双方の領域に関わることになるのが現実のワークの場面においては起こることだろう。

2-4 ユースサービスの概念整理

これまでの議論の上に立って、ユースサービスの概念について整理を試みたい。遠藤・水野(2006)では、ユースワークが若者の成長に視点を置いていること、その上で特定領域に限定されない包括的な関わりを志向する、という二つの点でユースワークをソーシャルワークとして位置づけない立場を述べているが、現在の若者が大人となっていく上で、多重の困難が存在していること、しかし、特定の若者というのではなく、困難さに立ち止まったり問題を内面化させている若者が多いことを考えるならば、イギリスにおけるこうしたユースワークの規定のあり方を受け止めて、日本におけるユースサービスも、すべての若者の成長の支援に関わる活動、つまり“教育的な営み”として位置づけるのが自然といえるだろう。

しかしながら、その上で現実論として考えておかなければならないのが、日本の教育行政・施策が学校教育に大きな比重が掛かっている点である。イギリスにおいて、学校外での子ども・若者の教育はユースサービス部門の責任となっているが、日本においては学校が子ども(生徒)を拘束する時間が長く、青少年の学校外教育は教育行政の中でも相対的に小さな割合しか担っていないのが現実である。つまり、イギリスでは当然のように教育行政の責任として位置づけられるユースサービスも、日本においては単に教育委員会の担う部分だけでなく、首長部局の担う福祉行政、健全育成施策、警察の補導行政、

民間の幅広い青少年活動機関、施設などによって分担されているのが実情であり、責任が分散しているのである。それゆえ、いきなり「ユースサービスが理念的に教育的営みである」として教育委員会施策に一元化していくことは無理があるといえる。やはり、こうした現実と理念の接点を見出しながらユースサービスの拡大を図っていくことが必要であろう。

再度、ユースサービスの概念を整理すると以下のような点に留意されるべきと思われる。

- ①ユースワークは若者が問題を持つから関わるのではない。
- ②ユースワークは若者個々の自主性に依拠した活動だが、その自主性を引き出すための仕掛けをさまざまに工夫して若者に働きかけるとともに、成長への経験の場を開いておこうとする。
- ③ユースワークは若者を育て・学ぶことのできる地域社会づくりに、当事者として参画する文脈を創出する活動である。

ここで、上記のソーシャルワーク、社会教育とユースワークとの関係性、異同を一覧として再掲してみると、以下(表1)のようにまとめられる。

3 ユースワーカー養成の方向性

最後に、こうしたユースワークそのものについての議論に基づいて、本研究会の元々の目的としての、ユースワーカー養成のカリキュラム開発と、専門コース設置における現在の成果について述べておきたい。

3-1 これまでの「ユースワーカー」養成

イギリスのユースサービスの概念が日本に紹介され始めて、すでに30年以上が経つ。この間、ユースワーカーの養成についてもいくつかの注目すべき取り組みが為されてきている。まず、

表 1

	ソーシャルワーク	社会教育	ユースワーク
目的・目標観	個人のウェルビーイングの状態を高める	人が育つ文脈を地域において創出する	若者の個人的・社会的自立を支援する
方法論	ケースワーク／グループワーク／コミュニティワーク (病理・問題への働きかけ)	学習(プログラム・集団)の組織化	経験の機会・場の提供 個別支援／グループワーク (健康な側面への働きかけ)
働きかけの範囲・対象のとらえ方	問題を持った個人・集団・社会システム	自発的に学ぶ人, 多様な学習過程, 地域社会	若者および若者の支援に関わる人・組織・社会システム

それらについて簡略に触れたい。

3-1-1 「勤労青少年指導者大学講座」～イギリスをモデルとした先駆的ワーカー養成コース～

1976年、イギリスのユースワーカー養成制度をモデルとして労働省（現厚生労働省）が開設したのが「勤労青少年指導者大学講座」である。特徴としては、①1年制の指導者養成の専門コース、②大学新規卒業を入学資格とする、③入学者に一定の手当支給がされる、④企業での実習なども含め、実習が重視されている、⑤グループワークの方法など具体的な活動スキルの習得を重視している、⑥勤労青少年ホームや企業の勤労者福祉担当者、行政職員といった関連職に就いていくことを想定する、といった点で、いずれもイギリスの制度をモデルとした先駆的なコースであった。そこからは、実際に青少年の支援に関わる職に就く人材を輩出してきたが、徐々に、定員を充足できない、受講生の現実の就職先が養成の趣旨と合わなくなる等の理由で廃止されるに至った。プロフェッショナルの養成を意図した意欲的な養成コースであっただけに惜まれる。

3-1-2 大阪府における専門指導者養成コース

大阪府の外郭団体である大阪府青少年活動財団（当時は大阪青少年活動振興協会）では、1979年から、青少年専門指導者やそれを目指す

人を対象とする半年程度にまたがる養成・研修コースを開設し、以後形を変えつつ94年まで継続し実施してきた。青少年活動の現場を持つ指導者が主な参加層であったが、長期に亘り数度の宿泊研修、日帰り研修を含む内容であったことと、感受性訓練やグループワークトレーニング等のプログラムを含み、指導者としての自己理解、グループと関わるスキル履修を重視する点で他の一般的な指導者養成のプログラムと一線を画す内容を持ったものであった。しかしながら、次第に参加者募集が困難になったり、予算上の問題から継続できなくなっていった。

以上の二つのコースは、主な養成対象を有給指導者としたものである。いずれも、内容的には高度に構成されたものだったといえるが、受講者の数の確保、受講者のニーズとの適合度合い、修了後の活用場の確保、継続研修の機会、修了者の力量の保証等における問題がこれらのコースの継続を困難にしていっていったと思われる。せっかくコースの履修により指導者としての力量をつけても、それにふさわしい職に就くことがなければ発揮され得ないし、職に結びつかないコースでは当然、ニーズへの適合性も低くなってしまふ。その結果としてコースの趣旨に合致した受講者を集められなくなるに至る。また、ワーカーとしての力量は、「感受性」や「状況即応性」といった能力を含むが、それらは継続的・反復的に磨かれなければ維持できないものだから、関連した職に就くか、継続的な研修の

場を持たなければ、一旦身につけられた能力も陳腐化してしまうのである。

3-1-3 愛知、大阪、東京におけるボランティアワーカー養成の試み

ボランティアベースの指導者養成については各地で取り組まれているが、「ユースワーカー養成」と明示して実施しているものとして、愛知県および大阪府、東京都におけるものを例示することができる。愛知県では、2001年から県内のさまざまな青少年活動現場（団体や施設など）で活動しているリーダー層を対象とした、「ユースワーカー養成講座」を開設し、以後3年にわたってボランティアとしてのユースワーカーを養成した。3年間で87人がコースを修了し、それぞれの活動場所での活動につなげるとともに、登録を経て地域などからの要請に応じて指導者として派遣されている¹⁵⁾。

それに対して大阪府で行われているユースワーカー養成も、同じくボランティアレベルのワーカー養成で、上記の大阪府青少年活動財団の事業においてボランティアリーダーとして、3年あまりの活動経験を有する者に、卒業前に講座を受講することで財団認定のユースワーカー資格を提供するものである。学生時代にボランティアリーダーとして蓄積された経験を、卒業後も地域活動などの場で生かしていただくことがねらいとされている。

東京都では、都青少年問題協議会の答申を契機に、1988年「東京都ユースワーカーシステム検討委員会」が設置され、2000年にはユースワーカーの導入と養成について報告書（東京都生活文化局編、2003）を取りまとめるとともに、「青少年指導者（ユースワーカー）養成講座」

が始められる。しかしながらこの構想も、都が青少年施設運営から手を引くのと同時に後退を余儀なくされ継続されることなく終了に至った。

この3つのコースは、ボランティアリーダーの養成を主目的としたものであるが、単発的な内容ではなく、数ヶ月にわたってリーダーとして必要と思われる知識、スキル両面を含んだ充実したカリキュラムを組んでいる。一方で課題の多くは、有給スタッフ養成コースの課題と共通している¹⁶⁾。

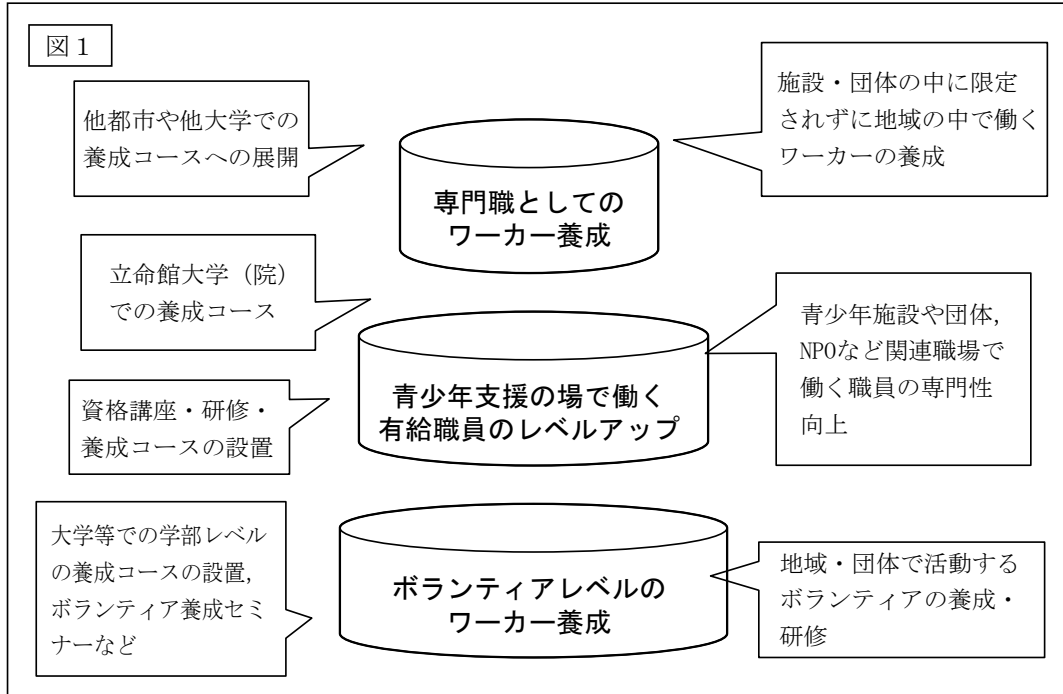
3-2 立命館大学での養成コースの構成・概要・特徴

共同研究においては、上記のような各地での取り組み事例なども調査し参考にしながら、コース設計を行った。立命館大学（応用人間科学研究科）におけるユースワーカー養成コースは、さまざまな制約要件などもふまえて、14単位で構成される「最小限」内容のコースとなっている。内容は概論（2単位）、演習（2単位）、実習（2単位）、関連科目（心理領域4単位・ソーシャルワーク領域4単位）であるが、特徴として以下のような点に留意されている。

- ①概論においてユースワークに関するまとまった知識理解を得られるようにしている。
- ②実習とリンクした演習により、実習場所での体験と大学での学習が有機的につながるよう配慮している。
- ③応用人間科学研究科の中に開設することにより、対人援助の多様な科目を併せて履修することができる。
- ④対象の理解に比重を置くのではなく、ワーカーとしての自己理解を深める内容が意識されている。

15) 一旦養成講座は3年間で終了するが、2006年度に再開の予定である。養成事業の詳細については、「愛知県ユースワーカー養成事業報告書」(2002年2月、愛知県県民生活部社会活動推進課編)を参照のこと。

16) 大阪府のコースでは、実際のリーダーとしての経験が受講の条件となっているので、受講者の力量への信頼度はそれなりに高いといえる。



⑤大学（立命館）と青少年支援の現場（ユースサービス協会）の連携によって運営されることで、双方の経験が生かされるようになっている。

これらの特徴により、従来の指導者養成コースの有していた課題のいくつかの点がクリアされている。立命大でのユースワーカー養成コースは、大学院入学が受講の前提であり、院の修了のための課程の中に埋め込まれているとともに、支援の現場（臨床）での状況に即応する能力養成が、大学院のカリキュラム全体で目指されるため、修了者の力量への信頼度は高いと期待できる。また、直接的にユースワーカーとなることだけを指すコースでないことで、幅広い受講者のニーズへの対応性も従来の試みよりは高いといえる。同時に、先駆的な指導者養成コースが持っていた、指導者としての自己理解を促すカリキュラム構成と併せて、現場と大学での経験の往還による効果的な学びのシステムが指向されているのである。

3-3 今後の展開

最後に、この共同研究およびユースワーカー養成の今後の展望について、これまでの研究協議における残された課題と併せて簡単に述べておきたい。

3-3-1 資格化をめぐる

「資格ブーム」ともいえる現代において、なおかつ新たに「ユースワーカー」という資格を提案するという点において、「資格は必要か」との疑問が当然あり得る。しかし、先に述べたように、現代の若者を巡るさまざまな問題に対しては包括的な取り組みの必要性が指摘されているにも拘わらず、その担い手としての力量を持った人材は不在のままである。その意味で、ユースワーカーの資格制度化は必要と考えられる。「図1」において説明している通り、ボランティアレベルのワーカー養成から大学院レベルでの養成まで、一連のユースワーカー資格として共通性を持たせた、各レベルでのワーカー

資格の制度化が研究会で検討されている。

3-3-2 「資格講習」への展開

上記と関連して、現在多様に存在する青少年の育成や指導、支援に関わる指導者、職員を対象とする「資格講習」を開設し、一定の条件の上でユースワーカー資格を付与していくことが提案されている。それにより一気に資格の対象者は拡大し、ユースワーカーについての社会的認知を得ることもつなげていける可能性があるとともにまた、宮崎のこのような指導者の孤立化を防いでいくことにも繋がり得る。課題としては、短期間の「講習」で、本当に必要なワーカーとしての力量形成につなげられるか、ふさわしくない人・力量の十分でないと思われる人を排除することができるかどうかという点と、講習を実施し、資格を認定する担い手となる機関を確立することである。

3-3-3 「職」との関連のイメージ

当初から指摘されている課題が、養成と「職」のマッチということである。現実には、ユースサービスをプロパーで実施する機関、団体、施設は多くはない。今後、その拡大は目指されるとしても、そうした「純粋」な「ワーカーとしての職場」は急に拡大するとは思えない。考え方としては、そうした直接的に青少年と関わり、ユースサービスに関連する職の外延に、「ユースワーカーとしてのトレーニングを受けた教員」、「ワーカーとしての力量を持った行政職員、司法関係職員」、「青少年に関わる市民活動、NPOのスタッフとしてユースワークを展開する人材」などを想定し、積極的な位置づけを与えていくことであろう。しかしながら、この点についてはまだまだ研究会においても十分議論が尽くされていない。

3-3-4 他都市、他大学などでの養成コース開設の動き

現在は、立命館大学とユースサービス協会の連携においてのみ実施されている養成コースであるが、他大学での展開、他都市での展開につながることは大きな意味を持っている。もちろん「資格化」においても京都ローカルな資格となっては意味がないものであることから、全国に波及する動きとなる必要がある。その意味で、札幌市の青少年施設運営に関わる財団が、北海道大学（教育学部）との間で、職員研修・養成とに関する共同研究を行い、資格化も視野に入れた検討を行っている動きなども連携を図っていくことは価値があるだろう。また、社会教育の分野においても、実践的な力量を持った学習支援者の養成に向けて、大学院レベルでのプログラム検討が進められているが¹⁷⁾、従来の社会教育関連資格（社会教育主事、図書館司書、博物館学芸員）にとどまらない、行政機構やコミュニティの中で役割を果たすことのできる高度専門職の養成についてのイメージが語られていて、ユースワーカー養成もそうした新しい専門職養成に関連する具体的な動きの一つとして注目されている。

こうした他都市、他大学などでの関連する動きは、ユースワーカー養成研究が必ずしもローカルな試みではなく、広い社会的な要求となっていることを予想させるものである。

3-3-5 「ユースワーカーを養成している」という外部へのアピール

現在のコースそのものもまだまだ発展途上であるが、どのように「ユースワーカー養成コース」の存在を社会的にアピールしていくかも課題である。「子ども」をキーワードとして学ぶ

17) 2005年度から日本社会教育学会内に、「専門職大学院構想と社会教育の役割」について共同研究するワーキンググループが設置されている。

コースは広がりつつあるが、「青少年」「若者」の支援に主眼を置いた課程はほとんど他に例を見ない状況である。それだけにユニークな取り組みであるユースワーカー養成コース受講を目指して、全国から学生が集まるような状況が生まれ出せば、共同研究は大きな成果を生んだことになるといえるだろう。

上記に述べたことを再度まとめると、図1で表しているように、広範に活躍するボランティア指導者がユースワークの共通基礎を獲得していくコースを拡大するとともに、有給で働くワーカー養成のための研修・養成講習を開発する。さらに現在の立命館における大学院コースでの経験を全国に波及する一つのモデルとして、各レベルのユースワーカーを重層的に位置

づけ、青少年を支援する行政施策、民間の活動の革新を図っていく。それが目指されるべき方向性であり、今後の共同研究の課題だといえよう。

引用文献

- 遠藤保子・水野篤夫 (2006) 青少年を支援する専門職 (ユースワーカー) 養成と力量形成. 立命館大学人間科学研究, 12, 45-54
- 東京都生活文化局編 (2003) ユースワーカーシステムの導入とユースワーカーの養成について
- National Youth Agency (UK) 編 (2004) The NYA Guide to Youth Work and Youth Services.

(2006. 11. 20 受稿) (2007. 1. 19 受理)